

社債管理補助者に関する指針

(令和2年2月21日理事会議決)

改正 令和 4年10月19日

目次

- 第1 総則
- 第2 選任時の規律
- 第3 選任後の規律
- 附則

第1 総則

1 目的

この指針は、会社法（平成17年法律第86号）第714条の2に規定する社債管理補助者に選任される弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）（以下「弁護士等」と総称する。）に適用される弁護士職務基本規程（会規第70号）及び外国法事務弁護士等職務基本規程（会規第100号）（以下「規程」と総称する。）の解釈の指針を明らかにすることにより、弁護士等が、関連する法令、規程その他の会規を遵守し、適切に社債管理の補助を行うための実務対応のルールを明らかにすることを目的とする。

2 規程を適用する上での「依頼者」及び「相手方」の解釈

社債管理補助者は、社債発行会社（社債を発行した会社又は社債を発行しようとする会社をいう。以下同じ。）との間の委託契約に基づき、社債権者の法定代理人として当該社債発行会社に対して社債権を行使するため、規程の適用上、「依頼者」及び「相手方」の解釈については、次に掲げる点に留意する。

- (1) 弁護士等は、社債発行会社との間で委託契約を締結し、社債管理補助者に選任された場合には、選任以後、当該社債発行会社を「依頼者」として規程の適用を受ける。社債管理補助者となることについて、社債発行会社の協議を受けて賛助し、若しくはその依頼を承諾した場合又は社債発行会社の協議を受け、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められる場合には、選任前（結果として選任されない場合を含む。以下同じ。）においても、同じである。
- (2) 選任前に社債発行会社を「依頼者」として扱う場合、当該社債の社債権者となろうとする者（社債の引受け又は取得をしようとする者をいう。ただし、社債発行会社との間の社債契約に関し、実質的な利害対立又は争いがない場合を除く。以下同じ。）は、「相手方」として、規程の適用を受ける。「社債発行会社

との間の社債契約に関し、実質的な利害対立又は争いがない場合」とは、例えば、社債発行会社と社債権者となろうとする者の間で社債の条件について特段の争いがないような場合が考えられる。

- (3) 弁護士等は、社債管理補助者に選任された時以降は、当該社債発行会社を「相手方」として規程の適用を受ける。社債管理補助者となることについて、社債発行会社の協議を受けて賛助し、若しくはその依頼を承諾した場合又は社債発行会社の協議を受けて、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められる場合には、選任前においても、同じである。

第1号及びこの号により、社債発行会社は「依頼者」かつ「相手方」となるが、社債管理補助者がこのような立場に立つことは会社法が許容するところであり、弁護士職務基本規程第27条第1号及び第2号並びに第65条第1号及び第2号並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第61条第1号及び第2号の規律は及ばない。

- (4) 社債管理補助者である弁護士等は、社債権者集会の決議執行者として社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、当該社債権者（社債権者集会決議時点の者に限る。）を「依頼者」として規程の適用を受ける。

この場合、社債管理補助者は、社債発行会社を「相手方」として行為することになるが、社債管理補助者がこのような立場に立つことは会社法が許容するところであり、弁護士職務基本規程第27条第1号及び第2号並びに第65条第1号及び第2号並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第61条第1号及び第2号の規律は及ばない。

社債の流通性から、社債管理補助者が、社債権者集会決議時点における社債権者以外の社債権者を常時覚知することは困難であるから、社債権者集会決議時点における社債権者以外の社債権者を「依頼者」として扱うことはしない。ただし、社債管理補助者は、社債権者に対し、社債管理の補助を公平かつ誠実に行う義務及び善良な管理者の注意をもって行う義務を負うことから、社債権者は、依頼者に準じた地位にあることに留意が必要である。

3 社債管理補助者の義務

社債管理補助者である弁護士等は、当該社債の社債権者に対し、会社法その他の法令及び社債発行会社との間の社債管理の補助の委託契約（以下「委託契約」という。）に従い、社債管理の補助を公平かつ誠実に行う義務及び善良な管理者の注意をもって行う義務を負う（会社法第714条の7において準用する同法第704条）。

第2 選任時の規律

1 社債発行会社との関係

- (1) 社債発行会社から案件（社債発行に関連する案件を含み、社債管理補助者の受任を除く。第3号において同じ。）を受任し、又は顧問契約等の継続的な法律事務の提供（以下この項において「顧問契約等」という。）をしている弁護士等は、その案件及び顧問契約等が終了しない限り、当該社債発行会社から社債管理補助者を受任することができない（弁護士職務基本規程第28条第2号及び第66条第1号並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第62条第1号）。
- (2) 社債管理補助者制度は、社債権者のための制度であるため、当該社債発行会社の同意があっても前号の規定の適用を解除することはできず、また、社債発行前においては、社債権者の同意は観念できず、社債発行後においては、流通に伴い交代する全社債権者について十分な理解を得て同意を取得することは困難と解されるため、一般的に、当該社債の社債権者全員の同意によっても、前号の規定の適用は解除されない（弁護士職務基本規程第28条ただし書及び第66条ただし書並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第62条ただし書）。
- (3) 弁護士等は、案件を受任し、又は顧問契約等をしていたことが、その案件又は業務の具体的内容、時期等に照らして、誠実かつ公正な社債管理補助者の職務の遂行の妨げとなるおそれがある場合には、それらの終了後も、社債管理補助者の受任を避けなければならない（弁護士職務基本規程第5条及び第69条並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第5条及び第66条）。
- (4) 社債発行会社を相手方とする案件（社債管理補助者の受任及び次項第2号の案件等を除く。）を受任している弁護士等は、当該社債発行会社の発行する社債について社債管理補助者を受任することができない（弁護士職務基本規程第27条第3号及び第65条第3号並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第61条第3号）。
- (5) 前号の規定の適用は、その案件の依頼者の同意がある場合は、解除される（弁護士職務基本規程第27条ただし書及び第65条ただし書並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第61条ただし書）。ただし、その案件が、社債管理補助者を受任する社債の社債権者の全体の利益に反する場合は、この限りでない（弁護士職務基本規程第28条第3号及び第66条第2号並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第62条第2号）。
- (6) 弁護士等は、社債管理補助者となることについて、社債発行会社の協議を受けて賛助し、若しくはその依頼を承諾した場合又は社債発行会社の協議を受け、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められる場合には、当該社債

の社債権者となろうとする者を依頼者とする社債の引受け又は取得に関する案件について、受任することができない（弁護士職務基本規程第27条第1号及び第2号並びに第65条第1号及び第2号並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第61条第1号及び第2号）。

2 社債権者との関係

(1) 弁護士等は、社債管理補助者を受任することについて、当該社債又は社債発行会社を同じくする他の社債の社債権者の同意を要しない（弁護士職務基本規程第28条第3号及び第66条第2号並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第62条第2号）。

(2) 社債権者となろうとする者から社債の引受け若しくは取得に関する案件又は社債発行会社に対する当該社債権の裁判上若しくは裁判外の個別的行使に関する案件（以下この号において「案件等」と総称する。）を受任している弁護士等は、当該社債の社債管理補助者を受任することができない。案件等が終了した場合も、同じである（弁護士職務基本規程第27条第1号及び第65条第1号並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第61条第1号）。

(3) 弁護士等は、社債の引受け又は取得について、社債権者となろうとする者の協議を受けて賛助し、又は協議を受けて、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められる場合、当該社債の社債管理補助者を受任することができない（弁護士職務基本規程第27条第1号及び第2号並びに第65条第1号及び第2号並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第61条第1号及び第2号）。

3 事務を承継する者の定め

(1) 弁護士は、社債管理補助者を受任する場合（複数の弁護士が共同で受任する場合を除く。）には、会社法第714条の7において準用する同法第714条第1項の適用に備え、事務を承継する社債管理補助者を委託契約に定めなければならない（弁護士職務基本規程第5条）。

(2) 前号の規定は、弁護士法人（社員が1人であるものに限る。）又は共同法人（弁護士である社員が1人であるものに限る。）が社債管理補助者を受任する場合に準用する（弁護士職務基本規程第5条及び第69条並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第5条及び第66条）。

4 金融機関である社債管理補助者との関係

(1) 弁護士等は、金融機関である社債管理補助者が選任される社債について、社債管理補助者を受任する場合には、会社法第714条の5第1項により、各自の権限を行使することを踏まえ、委託契約中の約定権限を定めるに当たり、社債管理補助者間での権限の適切な分担をしなければならない（弁護士職務基本

規程第5条及び第69条並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第5条及び第66条)。

(2) 前号の規定は、金融機関である財務代理人が選任される場合に準用する。

5 社債管理補助者の受任の適格性

(1) 弁護士等は、社債管理補助者を受任するに当たり、社債の数额、社債権者の数及び属性、発行形態(募集又は私募の別及び対公衆性の有無)、転売規制の有無、社債の償還方法、回数及び期間、約定権限、財務上の特約の内容等に応じて、業務量の予測をし、適切な社債管理の補助を行うために必要な弁護士(共同受任及び使用人の要否)又は弁護士法人若しくは共同法人(関与する社員の選任、指定社員及び使用人の要否等)、補助する職員その他の執務の体制を整えなければならない(弁護士職務基本規程第5条及び第69条並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第5条及び第66条)。

(2) 弁護士等は、適切な社債管理の補助を行うために必要な社債及び金融に関する専門的知識並びに実務の理解を有していなければならない、常にこれらを身につけるために研鑽を積まなければならない(弁護士職務基本規程第7条及び第69条並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第7条及び第66条)。

第3 選任後の規律

1 社債発行会社との関係

(1) 社債管理補助者に選任された弁護士等は、当該社債発行会社を依頼者とする案件(社債管理補助者の受任を除く。)を受任することができない(弁護士職務基本規程第27条第3号及び第65条第3号並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第61条第3号)。

(2) 社債管理補助者制度は、社債権者のための制度であるため、当該社債発行会社の同意があっても前号の規定の適用を解除することはできず、また、流通に伴い交代する全社債権者について十分な理解を得て同意を取得することは困難と解されるため、一般的に、当該社債の社債権者全員の同意によっても、前号の規定の適用は解除されない(弁護士職務基本規程第27条ただし書及び第65条ただし書並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第61条ただし書)。

(3) 社債管理補助者に選任された弁護士等は、当該社債発行会社を相手方とする案件(次項第1号の案件を除く。)を受任することができない(弁護士職務基本規程第28条第2号及び第3号並びに第66条第1号及び第2号並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第62条第1号及び第2号)。

(4) 前号の規定の適用は、その案件の依頼者及び当該社債発行会社の同意がある

場合は、解除される（弁護士職務基本規程第28条ただし書及び第66条ただし書並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第62条ただし書）。ただし、その案件が、社債管理補助者を受任する社債の社債権者の全体の利益に反する場合は、この限りでない（弁護士職務基本規程第28条第3号及び第66条第2号並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第62条第2号）。

2 社債権者との関係

- (1) 社債管理補助者に選任された弁護士等は、当該社債の社債権者から、当該社債発行会社に対する当該社債権の裁判上又は裁判外の個別的行使の案件を受任することができない。当該社債発行会社が同意した場合も、同じである（会社法第714条の4第2項及び第3項）。
- (2) 前号及び前項第3号の案件を除き、社債管理補助者に選任された弁護士等は、当該社債の社債権者から案件を受任することを妨げられない。
- (3) 社債管理補助者に選任された弁護士等は、当該社債の社債権者を相手方とする案件を受任することを妨げられない。
- (4) 前号の規定にかかわらず、社債管理補助者に選任された弁護士等は、社債権者集会の決議執行者として社債権を行使する場合には、前号の案件について、職務を行うことができない（弁護士職務基本規程第28条第2号及び第66条第1号並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第62条第1号）。ただし、相手方となる社債権者及びその案件の依頼者が同意する場合は、この限りでない（弁護士職務基本規程第28条ただし書及び第66条ただし書並びに外国法事務弁護士等職務基本規程第62条ただし書）。

附 則

この指針は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。

（令和2年政令第325号で令和3年3月1日から施行）

附 則（令和4年10月19日改正）

第1第1項並びに第2項第3号及び第4号、第2第1項から第3項まで、第4項第1号及び第5項並びに第3第1項及び第2項第4号の改正規定は、令和4年11月1日から施行する。